

# ○伊賀南部環境衛生組合情報公開条例

制定 平成19年2月23日条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、伊賀南部環境衛生組合(以下「組合」という。)の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた行政を実現するとともに、組合運営をより公正かつ効率的に推進し、組合に対する市民の理解と信頼を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに再生出力等が可能な光学的・磁気的処理を施したフィルム、テープ、ディスク等に記録された情報であって、実施機関が組織的に用いるものとして、保管又は保存しているものをいう。

## (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的が達成されるようこの条例を解釈し、公文書は、公開を原則としなければならない。

2 実施機関は、公文書を公開するときは、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

2 公文書の公開を受けたものは、公開によって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

## (公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、公開の請求のあった公文書に次の各号のいずれかに該当する

情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるようにされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、その他の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から市民の生活又は環境を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じ、公開することが公益上必要と認められる情報

(4) 行政運営に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 実施機関における審議、検討、調査、研究等に関する意思形成情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、検討、調査、研究等に、率直な意見交換若しくは中立性が不当に損なわれるおそれ等公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ 実施機関が行う監査、検査、交渉、渉外、争訟、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ウ 組合と国等との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力又は信

頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

エ 公開することにより、人の生命、身体及び財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障を生ずるおそれのあるもの

(公開の請求方法)

第7条 公文書の公開を請求するもの(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開を請求する公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開の決定等)

第8条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公開又は非公開を決定しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定ができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び延長期間を明示できるときはその期間を明記し、速やかに文書で請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、公開の決定をしたときは公開する日時及び場所を、非公開の決定をしたときは非公開とする理由及び当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときはその期日を明記し、速やかに文書で請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、実施機関以外の第三者に関する情報が含まれる公文書について公開の請求があつたときは、あらかじめ当該第三者から意見を聴取することができる。

(公開の実施方法)

第9条 公開の実施方法は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法による。

2 実施機関は、公文書を公開することにより当該公文書が汚損又は破損するおそれがあるとき、次条に規定する部分公開を行うときその他やむを得ない理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

(公文書の部分公開)

第10条 実施機関は、公文書の公開を積極的に行うため、請求のあつた公文書の一部に非公開情報の記録があつても、請求の趣旨を損なわない程度にこれを分離することが容易にできるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければ

ならない。

(費用の負担)

第11条 公文書の閲覧及び視聴に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第12条 実施機関は、第8条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会)

第13条 前条第1項に規定する審査を行うため、伊賀南部環境衛生組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、5人以内の委員で組織し、委員は、優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会は、公正かつ公平な審査を行うため、実施機関、請求者その他の関係者から資料を取り寄せ、意見を聴取することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(他法令との調整)

第14条 この条例の規定は、法令等により公文書の閲覧、縦覧及び写しの交付を受けることができる場合は、適用しない。

(公文書の目録)

第15条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(公文書の管理体制の整備)

第16条 実施機関は、この条例の円滑な運用を図るため、公文書の適切な保管及び保存並びに迅速な検索を行うことができる管理体制の整備に努めるものとする。

( 情報提供の充実 )

第 17 条 実施機関は、市民が組合に関する情報を容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

( 制度の周知 )

第 18 条 実施機関は、市民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

( 運用状況の公表 )

第 19 条 管理者は、この条例の運用状況について、毎年 1 回、市民に公表しなければならない。

( 委任 )

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。